



金沢市公報

号外第22号

平成21年(2009年)7月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	する規則	()	
●規則		○金沢市こまちなみ保存条例施行規則等の一部を改正する規則	(歴史建造物整備課)	27
○金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の施行期日を定める規則	1	●告示		
		○金沢市景観計画を定めたことについて	(景観政策課)	34

規 則

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年7月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第57号

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の施行期日を定める規則

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号)の施行期日は、平成21年10月1日とする。

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則をここに公布する。

平成21年7月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第58号

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 景観総合計画(第4条)
- 第3章 景観計画(第5条—第17条)
- 第4章 眺望景観及び保存対象物(第18条—第22条)
- 第5章 美しい景観のまちづくり施策の推進(第23条—第30条)
- 第6章 雑則(第31条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の意義の例による。

(工作物)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 門、塀その他これらに類するもの
- (2) 煙突

- (3) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）
- (4) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (6) 擁壁
- (7) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- (8) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- (9) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- (10) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (11) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- (12) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他処理施設
- (13) 築造面積が300平方メートルを超える自動車車庫の用に供する立体的な駐車施設
- (14) 橋りょう、堤防、護岸その他これらに類するもの

第2章 景観総合計画

（景観総合計画の軽易な変更）

第4条 条例第8条第5項に規定する規則で定める軽易な変更は、景観総合計画に記載のある地域の名称の変更に伴う変更その他景観総合計画に定められた重要な事項に影響を与えない変更とする。

第3章 景観計画

（景観計画の軽易な変更）

第5条 条例第11条第2項に規定する規則で定める軽易な変更は、景観計画に記載のある地域の名称の変更に伴う変更その他景観計画に定められた重要な事項に影響を与えない変更とする。

（景観計画区域内の行為に関する届出）

第6条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為の届出書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為の変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

3 前2項の届出書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。

（届出又は通知を要しない行為）

第7条 条例第15条第2号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為
- (2) 石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）第14条第1項若しくは第35条第1項の許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項（同条例第36条において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る行為
- (3) 金沢市文化財保護条例（昭和48年条例第8号）第10条の承認を受けて行う行為
- (4) 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和52年条例第2号）第4条第1項の許可を受けて行う行為

2 条例第15条第3号に規定する規則で定める工作物は、第3条各号に掲げる工作物以外の工作物とする。

3 条例第15条第4号に規定する規則で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 仮設の建築物の新築、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更
- (2) 仮設の工作物の新設、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更
- (3) 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更
- (4) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (5) 伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域以外の区域内で行う土地の形質の変更（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）を除く。）

4 条例第15条第5号に規定する規則で定める木竹の伐採は、伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域以外の区域内で行う木竹の伐採とする。

5 条例第15条第6号に規定する規則で定める物件のたい積は、次に掲げるものとする。

- (1) 物件のたい積に係る部分の面積が10平方メートル以下であり、かつ、当該部分の高さが1.5メートル以下のもの

(2) 伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域以外の区域内で行う物件のたい積

6 条例第15条第7号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (3) 工作物（橋りょうを除く。）の新設、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの
- (4) 別表第2の左欄及び中欄に掲げる行為の種類及び地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模のもの（景観形成基準の適合通知）

第8条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合していると認めるときは、景観形成基準適合通知書（様式第3号）により、その旨を当該届出をした者に対し通知するものとする。

2 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該届出に係る行為に着手することができる。

（立入検査等をする職員の身分証明書）

第9条 法第17条第8項に規定する立入検査又は立入調査をする職員の身分を示す証明書は、様式第4号によるものとする。

（景観重要建造物等の指定の提案）

第10条 法第20条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定の提案は、景観重要建造物にあっては景観重要建造物指定提案書（様式第5号）により、景観重要樹木にあっては景観重要樹木指定提案書（様式第6号）により行うものとする。

（景観重要建造物等の指定の通知）

第11条 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による景観重要建造物等の指定の通知は、景観重要建造物にあっては景観重要建造物指定通知書（様式第7号）により、景観重要樹木にあっては景観重要樹木指定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（景観重要建造物等の標識）

第12条 法第21条第2項又は第30条第2項に規定する景観重要建造物等の標識（以下「標識」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物等の文字
- (2) 指定番号
- (3) 指定年月日
- (4) 金沢市の表示

2 標識は、周囲の景観と調和する色彩、意匠及び形態とし、景観重要建造物等の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

（景観重要建造物等の現状変更の許可の申請）

第13条 法第22条第1項又は第31条第1項の規定による許可の申請は、景観重要建造物にあっては景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第9号）により、景観重要樹木にあっては景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第10号）により行うものとする。

（景観重要建造物等の変更等の届出）

第14条 条例第22条第1項から第3項までの規定による届出は、景観重要建造物にあっては景観重要建造物所有者等変更届出書（様式第11号）により、景観重要樹木にあっては景観重要樹木所有者等変更届出書（様式第12号）により行うものとする。

2 条例第22条第3項に規定する規則で定める事項は、景観重要建造物の使用者又は使用形態とする。

3 条例第22条第4項の規定による届出は、景観重要建造物にあっては景観重要建造物減失等届出書（様式第13号）により、景観重要樹木にあっては景観重要樹木減失等届出書（様式第14号）により行うものとする。

（景観重要建造物等の管理の方法の基準）

第15条 条例第24条第1項第4号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要建造物の滅失又はき損を防ぐ措置を講ずること。
 - (2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。
 - (3) 景観重要建造物と一体となって美しい景観を形成している土地その他の物件に存する樹木については、次項各号に掲げる基準に準じて管理すること。
- 2 条例第24条第2項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その生育の状況を定期的に点検すること。
 - (2) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

第4章 眺望景観及び保存対象物

(保全眺望点及び眺望景観保全区域の指定の案の縦覧等)

第16条 市長は、保全眺望点及び眺望景観保全区域の指定の案を作成したときは、その旨を公告し、当該保全眺望点及び眺望景観保全区域の指定の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

- 2 前項の規定による公告があったときは、関係区域の住民及び利害関係者は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- 3 前2項の規定は、保全眺望点及び眺望景観保全区域の指定の解除の案又はその区域の変更の案を作成した場合について準用する。

(眺望景観保全基準の案の縦覧等)

第17条 市長は、眺望景観保全基準の案を作成したときは、その旨を公告し、当該眺望景観保全基準の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

- 2 前項の規定による公告があったときは、関係区域の住民及び利害関係者は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- 3 前2項の規定は、眺望景観保全基準の廃止の案又はその基準の変更の案を作成した場合について準用する。

(眺望景観保全区域内の行為に関する届出)

第18条 条例第31条第1項の規定による届出は、眺望景観保全区域内行為の届出書(様式第15号)により行うものとする。

- 2 条例第31条第1項に規定する規則で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに行為の完了予定日とする。
- 3 条例第31条第2項に規定する規則で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第5項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。
- 4 条例第31条第2項の規定による届出は、眺望景観保全区域内行為の変更届出書(様式第16号)により行うものとする。
- 5 第1項又は前項の届出書には、景観自己診断書(様式第17号)及び別表第3に掲げる図書を添付しなければならない。

(届出又は通知を要しない行為)

第19条 条例第31条第5項第4号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの
- (4) 別表第4の左欄及び中欄に掲げる行為の種類及び地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模のもの
(保存対象物の告示)

第20条 条例第35条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 種別
- (2) 所在地
- (3) 所有者
- (4) 指定年月日
- (5) その他市長が必要があると認める事項

(保存対象物に係る行為の届出)

第21条 条例第36条の規定による届出は、保存対象物行為の届出書(様式第18号)により行うものとする。

2 前項の届出書には、別表第5に掲げる図書を添付しなければならない。

(保存対象物の所有者の届出)

第22条 条例第37条第1項又は第2項の規定による届出は、保存対象物所有者等変更届出書(様式第19号)により行うものとする。

2 条例第37条第2項に規定する規則で定める事項は、保存対象物の使用者又は使用形態とする。

3 条例第37条第3項の規定による届出は、保存対象物滅失等届出書(様式第20号)により行うものとする。

第5章 美しい景観のまちづくり施策の推進

(景観協定の認可申請)

第23条 法第81条第4項の規定による認可の申請は、景観協定認可申請書(様式第21号)により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 景観協定の写し

(2) 景観協定の目的となる土地の区域(以下「景観協定区域」という。)の位置及び範囲を示す図面

(3) 土地所有者等(法第81条第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。)の全員の合意があることを証する書面

(4) 景観協定区域内の土地の登記事項証明書

(5) その他市長が必要があると認める書類

(景観協定の変更の認可申請)

第24条 法第84条第1項の規定による変更の認可の申請は、景観協定変更認可申請書(様式第22号)により行うものとする。

2 前項の申請書には、前条第2項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添付しなければならない。

(景観協定の認可)

第25条 市長は、法第83条第1項(法第84条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該景観協定を認可したときは、景観協定認可書(様式第23号)を当該申請をした者に交付するものとする。

(景観協定の廃止の認可申請)

第26条 法第88条第1項の規定による廃止の認可の申請は、景観協定廃止認可申請書(様式第24号)により行うものとする。

2 前項の申請書には、景観協定区域内における土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。)の過半数の合意があることを証する書面を添付しなければならない。

(景観まちづくり協議会の認定の申請)

第27条 条例第45条第1項の規定による認定の申請は、景観まちづくり協議会認定申請書(様式第25号)により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 景観まちづくり協議会の規約の写し

(2) その他市長が必要があると認める書類

(審議会の会議)

第28条 金沢市景観審議会(以下「審議会」という。)の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の組織等)

第29条 審議会の専門部会(以下「部会」という。)に、部会長を置き、専門委員の互選によりこれを選任する。

2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

3 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(委任)

第30条 条例第5章第3節及び前2条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 雑則

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例施行規則（平成2年規則第7号）は、廃止する。

別表第1（第6条関係）

行為の種類	図書の種類	図書の規格	明示すべき事項
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更（以下「建築等」という。）又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更（以下「建設等」という。）	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	縮尺100分の1以上	方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置、既存樹木等の位置、植栽計画及び排水施設
	各階平面図	縮尺50分の1以上	各階の間取り及び用途
	立面図（建築物又は工作物の色彩が施された4面以上のもの）	縮尺50分の1以上	各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種別、広告物件並びに色彩（マンセル値を表示したもの）
	断面図	縮尺50分の1以上	建築物又は工作物の高さ及び各階の高さ
	色見本等		外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
	その他図書		参考となるべき事項
開発行為	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の境界線、切土及び盛土の位置、排水施設その他主要構造物の位置、土地利用計画並びに遮へい施設等の位置
	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（法高、切土、盛土及び排水施設その他主要構造物を表示したもの）並びに排水施設その他主要構造物の断面
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の境界線、切土及び盛土の位置、排水施設その他主要構造物の位置、土石の採取区域、跡地整備計画並びに遮へい施設等の位置
	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（法高、切土、盛土及び排水施設その他主要構造物を表示したもの）並びに排水施設その他主要構造物の断面

	植栽計画図	縮尺2,500分の1以上	保存する既存樹木、伐採木竹及び新たに植栽する木竹の位置、樹種及び目回り寸法
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
木竹の伐採又は物件のたい積	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	縮尺2,500分の1以上	既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種、目回り寸法、物件のたい積区域、跡地整備計画並びに遮へい施設等の位置
	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（木竹の伐採の場合を除く。）並びに伐採木竹の位置
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

別表第2（第7条関係）

行為の種類	地 域	規 模
建築物の建築等	景観計画区域（伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域、伝統環境調和区域及び重要広域幹線景観形成区域を除く。）	建築物の高さが10メートル以下のもの（当該建築物の存する一団の土地の面積が市街化区域にあっては3,000平方メートルを、市街化区域以外の区域にあっては1,500平方メートルを超えないものに限る。）
	重要広域幹線景観形成区域	建築物の高さが10メートル以下であり、かつ、建築面積が500平方メートル以下のもの（当該建築物の存する一団の土地の面積が市街化区域にあっては3,000平方メートルを、市街化区域以外の区域にあっては1,500平方メートルを超えないものに限る。）
工作物の建設等（屋根面に設置する工作物の建設等を除く。）	景観計画区域（伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。）	工作物の高さが10メートル以下のもの
開発行為	景観計画区域（伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。）	当該行為に係る土地の面積が市街化区域にあっては3,000平方メートルを、市街化区域以外の区域にあっては1,500平方メートルを超えないもの

備考

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 市街化区域 都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域をいう。
 - 市街化区域以外の区域 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域及び同法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。
 - 高さ 地盤面（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第2項に規定する地盤面をいう。）からの高さをいう。
- 屋上突出部分の床面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さ5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

別表第3 (第18条関係)

図書の種類	図書の規格	明示すべき事項
位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
配置図	縮尺100分の1以上	方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置及び既存樹木等の位置
各階平面図	縮尺50分の1以上	各階の間取り及び用途
立面図(建築物又は工作物の彩色が施された4面以上のもの)	縮尺50分の1以上	各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種類別、広告物件並びに色彩(マンセル値を表示したもの)
断面図	縮尺50分の1以上	建築物又は工作物の高さ及び各階の高さ
現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
行為後の合成写真		保全眺望点からの行為後の合成写真

別表第4 (第19条関係)

行為の種類	地 域	規 模
建築物の建築等又は工作物の建設等	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(容積率が200パーセントの区域に限る。)、準工業地域及び市街化区域以外の区域	建築物又は工作物の高さが10m以下のもの
	近隣商業地域(容積率が300パーセントの区域に限る。)、商業地域、工業地域及び工業専用地域	建築物又は工作物の高さが15m以下のもの

備考

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、商業地域、工業地域又は工業専用地域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、商業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。
 - 市街化区域以外の区域 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域及び同法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。
 - 高さ 地盤面(建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面をいう。)からの高さをいう。
- 屋上突出部分の床面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さ5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

別表第5 (第21条関係)

行為の種類	図書の種類	図書の規格	明示すべき事項
建築物又は工作物の増築、改築、移転、除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	縮尺100分の1以上	方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置、既存樹木等の位置、植栽計画及び排水施設
	各階平面図	縮尺50分の1以上	各階の間取り及び用途

	立面図（建築物又は工作物の彩色が施された4面以上のもの）	縮尺50分の1以上	各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種類別、広告物件並びに色彩（マンセル値を表示したもの）
	断面図	縮尺50分の1以上	建築物又は工作物の高さ及び各階の高さ
	色見本等		外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
	その他図書		参考となるべき事項
木竹の伐採	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	縮尺2,500分の1以上	既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種及び目回り寸法並びに跡地整備計画
	断面図	縮尺100分の1以上	伐採木竹の位置
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

様式第1号（第6条関係）

（表）

景観計画区域内行為の届出書

年 月 日

（あて先）金沢市長

届出者 住所
氏名

㊟

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所			
行 為 地 の 地 目		地 積	m ²
行 為 の 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
土地所有者の住所及び氏名			
設計者の住所及び氏名			
施工者の住所及び氏名			
区域の種別及び名称 ※	<input type="checkbox"/> 伝統環境保存区域（ ） <input type="checkbox"/> 近代的都市景観創出区域（ ） <input type="checkbox"/> 伝統環境調和区域（ ） <input type="checkbox"/> 重要広域幹線景観形成区域（ ） <input type="checkbox"/> 上記以外の景観計画区域		

都市計画の地域地区	用途地域	
	防火地域※	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定なし
	高度地区※	<input type="checkbox"/> 指定あり(m) <input type="checkbox"/> 指定なし
	その他の区域、地域、地区等	
許可等を取 得する 他法令の 名称		
行為の種類※	<input type="checkbox"/> 建築物の <input type="checkbox"/> 工作物の (門、塀等) <input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 新築・新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更(開発行為を除く。) <input type="checkbox"/> 物件のたい積

備考

1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 ※の欄は、該当するものの前のにレを記入してください。

(裏)

建築物の概要	主要用途				
	構造		造階建て(地上階 地下階)		
			届出部分	届出以外の部分	合計
	敷地面積		—	—	m ²
	建築面積		m ²	m ²	m ²
	延べ面積		m ²	m ²	m ²
	建築物の高さ		m	m	—
	建ぺい率		—	—	%
	仕上げ材	屋根			
		外壁			
	色彩	屋根			
		外壁			
	屋上設備	種別		外構 (塀、植栽等)	
高さ		m			

工 作 物 の 概 要 (門 、 塀 等)	種 類			
	構 造			
	高 さ	m	延 長 ・ 幅	m m
	数 量		面 積	m ²
	仕 上 げ 方 法			
	色 彩			
	そ の 他 の 内 容			

開 発 行 為 の 概 要	行 為 の 目 的			
	開 発 面 積	m ²		
	擁壁又は ^の 法面の 高さ及び長さ	高さ	m	
		長さ	m	

土 地 の 形 質 の 変 更 の 概 要	行 為 の 目 的			
	行 為 の 方 法			
	全 体 面 積	m ²	行 為 面 積	m ²
	行 為 地 の 地 況			
	採 取 する 土 石 の 種 類		採 取 量	m ³
	土 石 を 採 取 した 跡 地 の 処 理 方 法			

木 竹 の 伐 採 の 概 要	伐 採 区 分			
	行 為 の 目 的			
	行 為 地 の 面 積 ・ 本 数	m ² 本	伐 採 面 積 ・ 本 数	m ² 本
	樹 種		樹 高	m
	樹 齢	約 年	目 回 り 寸 法	m
	伐 採 の 方 法			
	跡 地 の 処 理 方 法			

物件のたい積の概要	行為の目的			
	行為の方法			
	全体面積	m ²	行為面積	m ²
	行為地の地況			
	物件の種類		たい積量	m ³
	物件のたい積後の管理方法			

様式第2号(第6条関係)

景観計画区域内行為の変更届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

㊟

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

景観計画区域内行為の届出書受付番号	年 月 日 第 号		
行為の場所			
土地所有者の住所及び氏名			
設計者の住所及び氏名			
施工者の住所及び氏名			
区域の種別及び名称 ※	<input type="checkbox"/> 伝統環境保存区域 () <input type="checkbox"/> 近代的都市景観創出区域 () <input type="checkbox"/> 伝統環境調和区域 () <input type="checkbox"/> 重要広域幹線景観形成区域 () <input type="checkbox"/> 上記以外の景観計画区域		
変更内容	変更前		
	変更後		
変更の理由			

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

様式第3号 (第8条関係)

収 第 号
年 月 日

様

金沢市長

印

景観形成基準適合通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた景観形成基準に適合していると認めるので通知します。

様式第4号 (第9条関係)

(表)

第 号
身分証明書
所属 職氏名
上記の者は、景観法第17条第7項の規定による立入検査又は立入調査を行う職員であることを証明します。
年 月 日
金沢市長
印

(裏)

景観法 (抜粋)
(この欄には、景観法第17条第7項及び第8項の条文を記載すること。)

様式第5号 (第10条関係)

景観重要建造物指定提案書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

提案者 住所

氏名 ㊟

(提案者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

次の建造物について、景観法第19条第1項に規定する景観重要建造物に指定されるよう提案します。

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
外 観 の 特 徴	

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 次に掲げる図書を添付してください。
 - (1) 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面
 - (2) 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真
 - (3) 当該建造物に提案者以外の所有者がいるときは、その全員の合意を得たことを証する書類
 - (4) 景観整備機構が提案を行おうとする場合にあつては、当該建造物の所有者の同意を得たことを証する書類

様式第6号(第10条関係)

景観重要樹木指定提案書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

提案者 住所

氏名 ㊟

(提案者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

次の樹木について、景観法第28条第1項に規定する景観重要樹木に指定されるよう提案します。

樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
樹 容 の 特 徴	

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 次に掲げる図書を添付してください。
 - (1) 当該樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面
 - (2) 道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真
 - (3) 当該樹木に提案者以外の所有者がいるときは、その全員の合意を得たことを証する書類
 - (4) 景観整備機構が提案を行おうとする場合にあつては、当該樹木の所有者の同意を得たことを証する書類

様式第7号(第11条関係)

景観重要建造物指定通知書

年 月 日

様

金沢市長

印

景観法第19条第1項の規定により、次の建造物を景観重要建造物に指定したので通知します。

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
所 有 者	住 所
	氏 名
指 定 の 理 由 と な っ た 外 観 の 特 徴	
景 観 法 第 19 条 第 1 項 に 規 定 す る 土 地 そ の 他 の 物 件 の 範 囲	別添図面のとおり

様式第8号(第11条関係)

景観重要樹木指定通知書

年 月 日

様

金沢市長

印

景観法第28条第1項の規定により、次の樹木を景観重要樹木に指定したので通知します。

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
所 有 者	住 所
	氏 名
指 定 の 理 由 と な っ た 樹 容 の 特 徴	

様式第9号 (第13条関係)

景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所

氏名

㊟

景観重要建造物の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
現 状 変 更 行 為 の 種 類 ※	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
現 状 変 更 行 為 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 設 計 又 は 施 行 方 法	
現 状 変 更 の 理 由	
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名	
施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名	
着 手 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。
- 3 次に掲げる図書を添付してください。
 - (1) 当該行為の設計仕様書及び設計図
 - (2) 当該景観重要建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面
 - (3) 当該景観重要建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真
 - (4) 申請者が景観重要建造物の所有者以外の者であるときは、当該所有者の意見書

様式第10号 (第13条関係)

景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

㊟

景観重要樹木の現状変更の許可を受けたいので、景観法第31条第1項の規定により、次のとおり申請します。

樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
現 状 変 更 行 為 の 種 類 ※	<input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移植
現 状 変 更 行 為 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 施 行 方 法	
現 状 変 更 の 理 由	
施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名	
着 手 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。
- 3 次に掲げる図書を添付してください。
 - (1) 当該行為の施行方法を明らかにする図面
 - (2) 当該景観重要樹木の位置及び周辺の状態を示す縮尺2,500分の1以上の図面
 - (3) 当該景観重要樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真
 - (4) 申請者が景観重要樹木の所有者以外の者であるときは、当該所有者の意見書

様式第11号 (第14条関係)

景観重要建造物所有者等変更届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所

氏名

㊟

景観重要建造物の所有者等を変更した(したい)ので、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第22条第1項(第2項・第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建 造 物 の 名 称		
建 造 物 の 所 在 地		
指 定 番 号	第 号	
変 更 事 項 ※	<input type="checkbox"/> 所有権の移転 <input type="checkbox"/> 管理者の変更 <input type="checkbox"/> 所有者の氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 管理者の氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 所有者の住所 <input type="checkbox"/> 管理者の住所 <input type="checkbox"/> 建造物の使用者 <input type="checkbox"/> 建造物の使用形態	
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 (予 定) 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

様式第12号(第14条関係)

景観重要樹木所有者等変更届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

㊟

景観重要樹木の所有者等を変更した(したい)ので、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第22条第1項(第2項・第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

樹 木 の 樹 種		
樹 木 の 所 在 地		
指 定 番 号	第 号	

変 更 事 項 ※		<input type="checkbox"/> 所有権の移転 <input type="checkbox"/> 管理者の変更 <input type="checkbox"/> 所有者の氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 管理者の氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 所有者の住所 <input type="checkbox"/> 管理者の住所
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 (予 定) 年 月 日		年 月 日
変 更 の 理 由		

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

様式第13号（第14条関係）

景観重要建造物滅失等届出書

年 月 日

（あて先）金沢市長

届出者 住所
氏名

㊟

景観重要建造物が滅失（き損）したので、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第22条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
指 定 番 号	第 号
滅失（き損）の事実が生じた日	年 月 日
滅 失 （ き 損 ） の 原 因	
き 損 の 場 所 及 び 程 度 （ き 損 の 場 合 の み ）	
滅失（き損）の事実を知った日	年 月 日
滅失（き損）の後にとられた 措置その他参考となる事項	

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 滅失又はき損の概要の分かる写真等を添付してください。

様式第14号（第14条関係）

景観重要樹木滅失等届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

㊟

景観重要樹木が滅失（き損・枯死）したので、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第22条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
指 定 番 号	第 号
滅失（き損・枯死）の 事 実 が 生 じ た 日	年 月 日
滅失（き損・枯死）の原因	
き損又は枯死の場所 及び程度（き損又は 枯死の場合のみ）	
滅失（き損・枯死）の 事 実 を 知 っ た 日	年 月 日
滅失（き損・枯死）の 後にとられた措置そ の他参考となる事項	

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 滅失、き損又は枯死の概要の分かる写真等を添付してください。

様式第15号（第18条関係）

眺望景観保全区域内行為の届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

㊟

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第31条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所					
保 全 区 域 の 名 称					
行 為 の 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
土 地 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名					
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名					
施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名					
行 為 の 種 類 ※	<input type="checkbox"/> 建築物の <input type="checkbox"/> 工作物の (門、塀等) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td> <input type="checkbox"/>新築・新設 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転 <input type="checkbox"/>外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/>外観を変更することとなる模様替 <input type="checkbox"/>色彩の変更 </td> </tr> </table>				<input type="checkbox"/> 新築・新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
<input type="checkbox"/> 新築・新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更					
行 為 の 内 容	設計概要	計画部分	計画以外の部分	合 計	
	敷地面積	—	—	m ²	
	建築面積 (築造面積)	m ²	m ²	m ²	
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	
	用 途				
	構 造				
	高 さ	地盤面から		m	
	階 数	地上	階	地下	階
棟 数					

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

様式第16号 (第18条関係)

眺望景観保全区域内行為の変更届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

㊟

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第31条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

眺望景観保全 区域内行為の 届出書受付番号		年 月 日 第 号
行為の場所		
土地所有者の住所及び氏名		
設計者の住所及び氏名		
施工者の住所及び氏名		
保全区域の名称		
変更 内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

備考 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第17号（第18条関係）

景観自己診断書

景観の保全方針	まちなみ・地形との 調和、眺望景観への 配慮等	
---------	-------------------------------	--

項 目		内 容	工 夫 や 配 慮 す る こ と
建築物又は 工作物	高 さ	最高の高さ等	
	配 置	配置、道路・隣地からの 後退距離等	
	形 意 態 匠	建築物の形、こう配 屋根等の上部形態等	
		屋根、外壁の素材、 仕上げ等	
		色相、明度、彩度等	
	屋 外 設 備	設置位置、意匠等	
	そ の 他		
	駐 車 場 等	配置、外部からの見 え方等	
	公 告 物	面積、色彩、形態等	

敷地利用等	緑 化	緑被率、樹種、配置等	
	垣・さく	種類、構造等	
	そ の 他		
行為後の合成写真※		<input type="checkbox"/> あり	眺望点
		<input type="checkbox"/> なし	理 由

備考 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

様式第18号（第21条関係）

保存対象物行為の届出書

年 月 日

（あて先）金沢市長

届出者 住所
氏名

㊟

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第36条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

保存対象物の名称				
保存対象物の所在地				
指 定 番 号	第 号			
指 定 年 月 日	年 月 日			
行 為 の 予 定期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
保存対象物の所有者の住所及び氏名				
設計者の住所及び氏名				
施工者の住所及び氏名				
行 為 の 種 類 ※	<input type="checkbox"/> 建築物の <input type="checkbox"/> 工作物の (門、塀等) <input type="checkbox"/> 木竹の伐採			
建築物又は工作物の概要	行 為 の 目 的	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更		
	行 為 の 方 法			
	行 為 面 積	m ²	延長・幅	m
	仕 上 げ 方 法			

	色 彩			
	そ の 他 の 内 容			
木 竹 の 伐 採 の 概 要	伐 採 区 分			
	行 為 の 目 的			
	行 為 地 の 面 積 ・ 本 数	m ² 本	伐 採 面 積 ・ 本 数	m ² 本
	樹 種		樹 高	m
	樹 齢	約 年	目 回 り 寸 法	m
	伐 採 の 方 法			
	跡 地 の 処 理 方 法			

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

様式第19号（第22条関係）

保存対象物所有者等変更届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

㊟

保存対象物の所有者等を変更した（したい）ので、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第37条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

保 存 対 象 物 の 名 称		
保 存 対 象 物 の 所 在 地		
指 定 番 号	第 号	
変 更 事 項 ※	<input type="checkbox"/> 所有権の移転 <input type="checkbox"/> 所有者の氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 所有者の住所 <input type="checkbox"/> 保存対象物の使用者 <input type="checkbox"/> 保存対象物の使用形態	
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

変更(予定)年月日	年 月 日
変更の理由	

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

様式第20号(第22条関係)

保存対象物滅失等届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

㊞

保存対象物が滅失(き損・枯死)したので、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第37条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

保存対象物の名称	
保存対象物の所在地	
指 定 番 号	第 号
滅失(き損・枯死)の事実が生じた日	年 月 日
滅失(き損・枯死)の原因	
き損又は枯死の場所及び程度(き損又は枯死の場合のみ)	
滅失(き損・枯死)の事実を知った日	年 月 日
滅失(き損・枯死)の後にとられた措置その他参考となる事項	

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 滅失、き損又は枯死の概要の分かる写真等を添付してください。

様式第21号(第23条関係)

景観協定認可申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

印

景観法第81条第4項の規定により、景観協定の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

景 観 協 定 の 名 称	
景 観 協 定 区 域 (景 観 協 定 の 目 的 と な る 土 地 の 区 域)	

備考 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第22号 (第24条関係)

景観協定変更認可申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

印

景観法第84条第1項の規定により、景観協定の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

景 観 協 定 の 名 称		
景 観 協 定 認 可 番 号		第 号
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

備考 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第23号 (第25条関係)

認可第 号

景観協定認可書

景観協定の名称

景観協定区域

上記協定を景観法第81条第1項に規定する景観協定として認可します。

年 月 日

金沢市長

印

様式第24号 (第27条関係)

景観協定廃止認可申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

㊟

景観法第88条第1項の規定により、景観協定の廃止の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

景 観 協 定 の 名 称	
景 観 協 定 区 域 (景 観 協 定 の 目 的 と な る 土 地 の 区 域)	
景 観 協 定 認 可 番 号	第 号
廃 止 に つ い て 景 観 協 定 区 域 内 の 土 地 所 有 者 等 が 合 意 し た 日	
廃 止 の 理 由	

備考 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第25号 (第27条関係)

景観まちづくり協議会認定申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

㊟

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第45条第1項の規定により、景観まちづくり協議会の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

景 観 ま ち づ く り 協 議 会 の 名 称	
景 観 ま ち づ く り 協 議 会 の 構 成 員	

備考 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

金沢市こまちなみ保存条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第59号

金沢市こまちなみ保存条例施行規則等の一部を改正する規則

(金沢市こまちなみ保存条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市こまちなみ保存条例施行規則(平成6年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

3 条例第7条第3項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) こまちなみの保存育成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で、次に掲げるもの
 - ア 仮設の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転
 - イ 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
 - ウ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
 - エ 工作物（建築物以外の工作物（橋りょうを除く。）をいう。）の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの
 - オ 寺社等の境内地又は墓地における鳥居、灯ろう、墓碑等の新築、増築、改築又は移転
 - カ 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋りょう、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

キ 次に掲げる木竹の伐採

- (ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - (イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - (ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - (エ) 仮植した木竹の伐採
 - (オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (2) 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為その他市長が届出を要しないと認めた行為

別表中「建築物その他の工作物」を「建築物等」に、「改築、増築、移転、除却、大規模な修繕若しくは模様替え」を「増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替」に、「及び行為地の形状、付近見取図」を「、行為地の形状及び付近見取図」に、「既存樹木等の位置」を「及び既存樹木等の位置」に、

「 既存樹木及び伐採木竹の 位置、樹種、目周り寸法 跡地整備計画 」	を	「 既存樹木及び伐採木竹の 位置、樹種及び目回り寸 法並びに跡地整備計画 」	に改める。
--	---	--	-------

様式第1号(表)中「工事施工者」を「施工者」に、

「 行為の種類※ 」	<input type="checkbox"/> 建築物の <input type="checkbox"/> その他の工作物の (擁壁、広告物等) <input type="checkbox"/> 木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 大規模な修繕 <input type="checkbox"/> 大規模な模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更	を
「 行為の種類※ 」	<input type="checkbox"/> 建築物の <input type="checkbox"/> その他の工作物の (擁壁、広告物等) <input type="checkbox"/> 木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	に

改める。

様式第2号中

「 指定年月日 」	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 55%; text-align: left;">指定番号</td> </tr> </table>	年	月	日	指定番号	を
年	月	日	指定番号			
「 指定番号 」	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">第</td> <td style="width: 85%; text-align: left;">号</td> </tr> </table>	第	号	に		
第	号					

改める。

(金沢市用水保全条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市用水保全条例施行規則(平成8年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 条例第7条第4項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 用水の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で、次に掲げるもの

ア 仮設の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転

イ 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

ウ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

エ 工作物（建築物以外の工作物（橋りょうを除く。）をいう。）の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの

オ 寺社等の境内地又は墓地における鳥居、灯ろう、墓碑等の新築、増築、改築又は移転

カ 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋りょう、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

キ 次に掲げる木竹の伐採

(ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

(イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

(ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

(エ) 仮植した木竹の伐採

(オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

(2) 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為その他市長が届出を要しないと認めた行為

別表中「模様替え」を「模様替」に、「建築物その他の工作物」を「建築物等」に、「改築、増築、移転、除却又は大規模な修繕」を「増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」に、「及び行為地の形状、付近見取図」を「行為地の形状及び付近見取図」に、「既存樹木等の位置」を「及び既存樹木等の位置」に、「工作物等」を「建築物等」に、「仕上材・色見本」を「仕上げ材・色見本」に、「主要構造物等」を「及び主要構造物等」に、「行為前後」を「行為の前後」に、「竹木の伐採」を「木竹の伐採」に、「目回り寸法」を「及び目回り寸法並びに跡地整備計画」に改める。

様式第1号（表）中「工事施工者」を「施工者」に、

指定区域等の 名称※	<input type="checkbox"/> 伝統環境保存区域 <input type="checkbox"/> 近代的都市景観創出区域 <input type="checkbox"/> こまちなみ保存区域				
行為の種類※	<input type="checkbox"/> 保全用水内の <input type="checkbox"/> 工作物の <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td> <input type="checkbox"/>設置 <input type="checkbox"/>大規模な修繕 <input type="checkbox"/>大規模な模様替え <input type="checkbox"/>色彩の変更 </td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 堤防、護岸及び河床に係る工事 <input type="checkbox"/> 保全用水に接する土地内の <input type="checkbox"/> 工作物の <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td> <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>移転 <input type="checkbox"/>除却 <input type="checkbox"/>大規模な修繕 </td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 竹木の伐採	{	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 大規模な修繕 <input type="checkbox"/> 大規模な模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更	{	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 大規模な修繕
{	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 大規模な修繕 <input type="checkbox"/> 大規模な模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更				
{	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 大規模な修繕				

を

指定区域等の 名称※	
	<input type="checkbox"/> 保全用水内の

行為の種類※	<input type="checkbox"/> 工作物の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/>設置</td> <td><input type="checkbox"/>大規模な修繕</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>大規模な模様替</td> <td><input type="checkbox"/>色彩の変更</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 設置	<input type="checkbox"/> 大規模な修繕	<input type="checkbox"/> 大規模な模様替	<input type="checkbox"/> 色彩の変更	に												
<input type="checkbox"/> 設置	<input type="checkbox"/> 大規模な修繕																	
<input type="checkbox"/> 大規模な模様替	<input type="checkbox"/> 色彩の変更																	
<input type="checkbox"/> 堤防、護岸及び河床に係る工事 <input type="checkbox"/> 保全用水に接する土地内の																		
	<input type="checkbox"/> 建築物その他の 工作物の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/>新築</td> <td><input type="checkbox"/>増築</td> <td><input type="checkbox"/>改築</td> <td><input type="checkbox"/>移転</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>外観を変更することとなる修繕</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>外観を変更することとなる模様替</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>色彩の変更</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕				<input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替				<input type="checkbox"/> 色彩の変更				
<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 移転															
<input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕																		
<input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替																		
<input type="checkbox"/> 色彩の変更																		
	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採																	

改め、同様式(裏)中「竹木」を「木竹」に改める。

(金沢市斜面緑地保全条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市斜面緑地保全条例施行規則(平成9年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 条例第7条第4項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 斜面緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で、次に掲げるもの

ア 次に掲げる土地の形質の変更

(ア) 仮設の建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更

(イ) 既存の建築物等の管理のために必要な土地の形質の変更

(ウ) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、^{のり}高さが1.5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(エ) 土石の採取で、その採取による土地の形質の変更が と同程度のもの

イ 次に掲げる木竹の伐採

(ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

(イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

(ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

(エ) 仮植した木竹の伐採

(オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

ウ 仮設の建築物等の新築、増築、改築又は移転

エ 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

オ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

カ 工作物(建築物以外の工作物(橋りょうを除く。))をいう。)の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの

キ 寺社等の境内地又は墓地における鳥居、灯ろう、墓碑等の新築、増築、改築又は移転

ク 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋りょう、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

ケ 物件のたい積で、当該たい積に係る部分の面積が10平方メートル以下であり、かつ、当該部分の高さが1.5メートル以下のもの

(2) 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為その他市長が届出を要しないと認めた行為

別表中「その他の土地の区画形質の変更」を「土石の採取その他の土地の形質の変更」に、「切土、盛土及び」を「切土及び盛土の位置並びに」に、「構造物等」を「主要構造物等」に、「行為前後」を「行為の前後」に、「^{のり}高」を「法高」に、「構造物等の表示」を「主要構造物等を表示したもの」に、「構造物等の断面図」を「主要構造物等の断面」に、「木竹の伐採、土石の類の採取」を「木竹の伐採」に、「目回り寸法、土石類

の採取又は物件」を「目回り寸法、物件」に、「斜面位置」を「位置」に、「建築物その他の工作物」を「建築物等」に、「改築、増築、移転、除却、大規模な修繕若しくは模様替え」を「増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替」に、「仕上材・色見本」を「仕上げ材・色見本」に改める。

様式第1号(表)中「工事施工者」を「施工者」に、

その他の指定区域等の名称※	<input type="checkbox"/> 伝統環境保存区域又は近代的都市景観創出区域 <input type="checkbox"/> こまちなみ保存区域 <input type="checkbox"/> 保全用水内又は保全用水に接する土地内	を
---------------	---	---

その他の指定区域等の名称※		に、
---------------	--	----

行為の種類※	<input type="checkbox"/> 建築物の <input type="checkbox"/> その他の工作物の (擁壁、広告物等) <input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 大規模な修繕 <input type="checkbox"/> 大規模な模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 土石の類の採取 <input type="checkbox"/> 物件のたい積	を
--------	--	---	---

行為の種類※	<input type="checkbox"/> 建築物の <input type="checkbox"/> その他の工作物の (擁壁、広告物等) <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 物件のたい積	に
--------	--	---	---

改め、同様式(裏)中「土地の区画形質の変更、土石の類の採取」を「土地の形質の変更」に、「採取土石類」を「採取する土石」に、「土石類採取後」を「土石を採取した跡地」に改める。

(金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則(平成12年規則第95号)の一部を次のように改正する。

第9条の表の備考第1項第2号中「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例(平成元年条例第49号)第5条第1項」を「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号)第10条第1項の規定により定められた同項第1号」に改める。

(金沢の歴史的文化的資産である寺社等の風景の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 金沢の歴史的文化的資産である寺社等の風景の保全に関する条例施行規則(平成14年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 寺社風景の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で、次に掲げるもの

ア 仮設の建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築又は移転

イ 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

ウ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

エ 工作物(建築物以外の工作物(橋りょうを除く。)をいう。)の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの

オ 寺社等の境内地又は墓地における鳥居、灯ろう、墓碑等の新築、増築、改築又は移転
カ 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋りょう、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

キ 次に掲げる木竹の伐採

- (ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- (イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- (エ) 仮植した木竹の伐採
- (オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

ク 次に掲げる土地の形質の変更

- (ア) 仮設の建築物等の新築、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更
- (イ) 既存の建築物等の管理のために必要な土地の形質の変更
- (ウ) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (エ) 土石の採取で、その採取による土地の形質の変更が(ウ)と同程度のもの

別表中「改築、増築、移転、除却、大規模な修繕若しくは模様替え」を「増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替」に、「仕上材・色見本」を「仕上げ材・色見本」に改め、「目回り寸法」の次に「並びに跡地整備計画」を、「土地の開墾」の次に「土石の採取」を加え、「又は土石の類の採取」を削り、「土石の類の採取区域」を「土石の採取区域」に、「^{のり}高」を「法高」に、「構造物等の表示」を「主要構造物等を表示したもの」に改める。

様式第1号(表)中「工事施行者」を「施工者」に、

行為の種類※	<input type="checkbox"/> 建築物の <input type="checkbox"/> その他の工作物の (擁壁、広告物等) <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 土石の類の採取	(<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 大規模な修繕 <input type="checkbox"/> 大規模な模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更)	を
--------	--	--	---

行為の種類※	<input type="checkbox"/> 建築物の <input type="checkbox"/> その他の工作物の (擁壁、広告物等) <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更	(<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)	に
--------	--	--	---

改め、同様式(裏)中「又は土石の類の採取」を削り、「採取土石類」を「採取する土石」に、「土石類採取後」を「土石を採取した跡地」に改める。

(金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例施行規則(平成17年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号ア及びイを次のように改める。

- ア 道路の新設、改築若しくは大規模な修繕で当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの又は道路の色彩の変更を伴わない舗装の修繕
- イ 道路の附属物の新築、改築、増築、移転又は大規模な修繕で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下であり、かつ、当該部分の長さが10メートル以下のもの

第7条第1号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 法令等の規定により表示し、又は設置する広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）

第7条第1号ウ(ス)を同ウ(ツ)とし、同ウ(ニ)から(シ)までを同ウ(カ)から(セ)までとし、同ウ(ウ)中「(イ)」を「(エ)」に改め、同ウ(ウ)を同ウ(オ)とし、同ウ中(イ)を(エ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等の広告物等

(ウ) 金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）第15条の2第1項の規定により指定された歴史的伝統的意匠屋外広告物

第7条第1号エからカまでを次のように改める。

エ 仮設の建築物その他の工作物（道路及びその附属物並びに広告物等に係るものを除く。以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転

オ 建築物（道路の区域にあるものを除く。）の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

カ 建築物（道路の区域にあるものを除く。）の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

第7条第1号コを同号サとし、同号ケ(ア)を次のように改め、同ケを同号コとする。

(ア) 仮設の建築物等（広告物等に係るものを含む。(イ)において同じ。）の新築、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更

第7条第1号ク(ア)中「整枝等」を「整枝その他」に改め、同クを同号ケとし、同号キ中「橋」を「橋りょう」に改め、同キを同号クとし、同号カの次に次のように加える。

キ 工作物（建築物以外の工作物（橋りょうを除く。）をいう。）の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下であり、かつ、当該部分の長さが10メートル以下のもの

別表中「敷地の境界線、切土」を「敷地の境界線並びに切土」に、「^{のり}のり高」を「法高」に、「主要構造物等の表示」を「主要構造物等を表示したもの」に、「仕上材・色見本」を「仕上げ材・色見本」に、「改築、増築、移転、除却、大規模な修繕若しくは模様替え」を「増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替」に改め、「伐採木竹の位置、樹種及び目回り寸法」の次に「並びに跡地整備計画」を加える。

様式第1号（表）中「工事施行者」を「施工者」に、

<input type="checkbox"/> 建築物の <input type="checkbox"/> その他の工作物の	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 大規模な修繕 <input type="checkbox"/> 大規模な模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更	を
--	--	---

<input type="checkbox"/> 建築物の <input type="checkbox"/> その他の工作物の	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	に
--	--	---

改め、同様式（表）の備考を削り、同様式（裏）に備考として次のように加える。

備考

1 法人にあっては、住所は事業所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

（金沢市における夜間景観の形成に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 金沢市における夜間景観の形成に関する条例施行規則（平成17年規則第81号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号アを次のように改める。

ア 仮設の建築物の建築又は仮設の工作物（建築物以外の工作物をいう。）の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

第6条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 仮設の建築物の建築

イ 建築物の建築で、当該建築に係る部分の床面積の合計が市長が定める面積以下のもの
第6条第3号アを次のように改める。

ア 建築物の大規模の修繕で、当該修繕に係る床面積の合計が市長が定める面積以下のもの
第6条第4号アからウまでを次のように改める。

ア 仮設の建築物等の用途の変更

イ 建築物の用途の変更で、当該用途の変更に係る部分の床面積の合計が市長が定める面積以下のもの

ウ 建築物以外の工作物の用途の変更で、当該用途の変更に係る部分の規模が市長が定める規模以下のもの
第10条第1号を次のように改める。

(1) 良好な夜間景観の形成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる野外照明設備の設置等で、次に掲げる行為に伴うもの

ア 仮設の建築物等の新築、増築、改築又は移転

イ 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
ウ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

エ 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋りょう、鉄塔、電柱、街灯柱、信号柱、標識柱その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

オ 次に掲げる土地の形質の変更

(ア) 仮設の建築物等の新築、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更

(イ) 既存の建築物等の管理のために必要な土地の形質の変更

(ウ) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

第10条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 次に掲げる屋外照明設備の専用住宅への設置

ア 通常の玄関灯、勝手口灯又は庭園灯その他これらに類するもの

イ 防犯灯に類するもので、人を感知したときに点灯するもの

様式第1号及び様式第2号中「工事施工業者」を「施工者」に改める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第181号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により、次のとおり景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供します。

なお、当該景観計画は、平成21年10月1日からその効力を生ずるものとします。

平成21年7月31日

金沢市長 山 出 保

1 景観計画の名称

金沢市景観計画

2 縦覧場所

金沢市都市整備局景観政策課

平成21年(2009年)7月31日 印刷

発行人

金 沢 市

平成21年(2009年)7月31日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)